

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認三重地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	24 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	20 件

## 三重国民年金 事案 467

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 12 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月から 63 年 3 月まで

申立期間当時、私は学生であったが、20 歳の時に市の国民年金徴収員の訪問があり、国民年金に加入し、父が徴収員に国民年金保険料を納付していた。

昭和 63 年 4 月に就職し、共済組合に加入したため、二つの年金制度に加入していることに気付いたため、市に申し入れたところ、二重に納付した 3 か月分の保険料を返還すると言われたことを覚えている。

また、申立期間については、両親は付加保険料も併せて納付していることから、私の分も同じように付加保険料を納めているはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 4 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料の未納は無く、共済組合から国民年金への切替手続、国民年金の第 1 号被保険者から第 3 号被保険者への種別変更手続等についても適切に行われている。

また、申立期間当時同居していた申立人の両親についても、国民年金保険料の未納は無いことから、納付意識の高い家族であったものと考えられる。

さらに、申立人には、現在付与されている国民年金手帳記号番号とは別の記号番号が昭和 62 年 12 月に払い出されていることから、当該記号番号により、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であった。

加えて、申立人及び申立人の両親共に、国民年金保険料と共済組合の掛金を二重に納付していたため、市役所に申し入れたことを明確に記憶しており、申立内容は信憑性しんぴょうが高いと思われる。

なお、申立期間の付加保険料を納付していたとする主張については、申立人の父親が付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人及び申立人の父親に聴取しても、付加年金の加入手続及び付加保険料の納付について記憶しておらず、その納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 三重国民年金 事案 468

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 49 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 49 年 8 月まで  
昭和 52 年 11 月ごろ、A 市役所において国民年金の加入手続を行った時、担当者から強制加入期間については納めなくてはならないと言われ、その後、まとめて納付した記憶がある。正確な納付の時期や納付場所ははっきりと覚えていないが、強制加入期間は納めたと思う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金の加入及び国民年金保険料の納付状況をみると、申立人の加入手続は、申立人が所持している保険料の領収書等により昭和 52 年 11 月ごろと推認できるが、申立人には 53 年 7 月から実施された第 3 回特例納付によって未納保険料を納付している状況がみられ、特例納付は原則として先に経過した月の分から順次行うとされていることを踏まえると、申立期間の保険料についても特例納付により納付した可能性がうかがえる。

さらに、申立人が国民年金加入手続を行ったと推認される時点では、本来遡<sup>そきゅう</sup>及して被保険者資格を取得できない任意加入対象期間において資格を取得している上、申立人が当時居住していた市における被保険者名簿によると、申立期間と近似している期間に、①時効で納付できない期間について保険料の納付記録がある、②特例納付の対象とならない任意加入期間について特例納付したと推認できる記載があるなど、行政側の記録管理に不適切な状況がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 3 月 27 日から 32 年 9 月 1 日まで

私は昭和 26 年に中学校を卒業後、A社B工場に入社し、32 年 9 月 1 日に退職した。その後、48 年 2 月 1 日に再度、同社（「C社」に社名変更）B工場に入社したが、その時に会社の人に前回の厚生年金保険の加入期間を確認してもらったところ、他の多くの人は脱退手当金を受給しているが、私の厚生年金保険は有効であるとの回答であった。その後、59 年 12 月に社会保険事務所で年金相談を行ったところ、26 年 3 月 27 日から 32 年 9 月 1 日までの期間の脱退手当金が支給されているとの回答があり、年金を受給するためには 15 年間の加入期間が必要と言われた。しかし、私は脱退手当金を受け取った覚えが無い上、厚生年金保険被保険者証を持っているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する再交付された厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が無く、当時再交付の場合でも脱退手当金が支給された場合には支給を示す表示をすとの社会保険庁の通知が存在したが、当該被保険者証を再交付した社会保険事務所で上記通知と異なる取扱いが行われていたと認めるに足りる事情は無い。

また、支給された脱退手当金は少額ではあるが法定支給額と異なっている。

さらに、申立人が事業所を退職した後、16 年後に同じ事業所に再就職した際にも申立期間と同じ厚生年金保険記号番号が使用されており、申立人も同事業所に対し、申立期間の厚生年金保険の加入期間がある旨を伝えたとして

いるところ、申立人の当時の上司等の供述を踏まえると、申立内容は信ぴょう性が高いと考えられる。加えて、申立人が記憶している当時の上司及び同僚の3人のうち、連絡先が分かった二人（上司及び同僚で二人は夫婦）に照会したところ、上司は、「当時、人事等の事務を担当していた者から、本社に確認したところ申立人は脱退手当金を受給していなかった旨を聞いたことがある。」、また、上司の妻（申立人の同僚）は、「当時、申立人から、脱退手当金を受給していない旨を聞いたことがある。」との供述が得られた。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月 21 日から 41 年 2 月 1 日まで  
② 昭和 41 年 3 月 22 日から 42 年 3 月 22 日まで

被保険者記録照会回答票により厚生年金保険加入期間が脱退手当金支給済みとされていることを知った。しかし、私は申立期間に係る脱退手当金を受給していない。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

i) 申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 9 か月後の昭和 43 年 12 月 20 日に支給されたこととなっている上、ii) 社会保険事務所が保管している脱退手当金支給に係る最後の事業所の厚生年金保険被保険者原票において、申立人の健康保険整理番号の前後 50 人のうちの女性 8 人（厚生年金保険被保険者期間が 2 年未満である者及び資格喪失後短期間に他事業所で資格取得している者を除く。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録があったのは一人のみであり、iii) 申立期間当時の複数の同僚に照会しても、事業所から脱退手当金についての説明を受けた記憶は無いと回答していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金を受給したとされる昭和 43 年 12 月には他事業所で勤務し、共済組合にも加入していることから、当時、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から40年3月まで

申立期間について、社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、納付事実が確認できない旨の回答があった。

当時、母親の店で一緒に働いていた姉は二十歳から国民年金保険料を掛けてもらっている。組が集金をしており、組の取りまとめに対して行政から交付金が出ていたと記憶している。その他の状況から考えて未納であるはずがない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、それらを行ったとする申立人の母親は他界しているため、加入及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人が所持している国民年金手帳は昭和40年4月に発行されているが、当該手帳における国民年金保険料を納付したことを示す検認の押印状況をみると、昭和39年度の欄には押印が無く、押印があるのは40年度の欄からである上、市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿の39年度の欄には、保険料が納付された形跡は無く、そのことについて国民年金手帳から切り離された印紙検認台紙により確認した旨が記録されている。

さらに、申立人は、申立期間当時、申立人の母親の店で一緒に働いていた姉は二十歳から国民年金に加入し国民年金保険料を納付してもらっているとしているが、申立人の姉の国民年金の加入及び保険料納付の状況をみると、申立人の姉は21歳になる年の4月に国民年金に加入し、同月から保険料の納付を開始している。

加えて、申立人の名前の読み方を替えるなどして調査しても、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 470

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から43年12月まで  
昭和37年3月に結婚した後、国民年金保険料は義母が組の集金時に納付してくれていたはずである。領収書等は義母が管理していたので残されていないが、私の家が集金当番であった時に納付したことは覚えている。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の義母が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、保険料を納付したとするその義母も他界しているため、国民年金への加入及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入状況をみると、婚姻前の国民年金制度発足時の昭和36年4月に加入し、婚姻後の44年1月に再度任意加入しているが、申立期間については、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳(旧台帳)及び市の国民年金被保険者名簿共に未加入期間となっている。

さらに、申立人から提出された昭和41年度の国民年金保険料の領収証書を見ると、領収印が押されていない上、本来保険料を受領した金融機関において保管されるべき領収控も残されており、納入者欄には申立人の婚姻前の旧姓及び旧住所が記載されていることから、申立人は、婚姻後に国民年金の変更手続を適切に実施していなかったものと考えられる。

加えて、申立人は、昭和44年1月に任意加入した後、同年1月から同年3月までの保険料を同年9月に、同年4月から同年9月までの期間及び45年1月から同年3月までの期間の保険料を同年8月に過年度納付していることから、44年1月に任意加入の手続を行い、同年9月から納付を開始したと考えるのが自然である。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 471

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から45年3月までの期間及び47年11月から51年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月から45年3月まで  
: ② 昭和47年11月から51年8月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間については、納付の記録が確認できない旨の回答であった。

しかし、昭和54年にA市の年金課において国民年金の住所移転手続きを行い、その後、自宅に送付されて来た納付書により、市内の郵便局において未納分の保険料を納付した。申立期間については、納付済みのはずであり、未納となっているのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人には、二つの国民年金手帳記号番号が付与されており、①一つの記号番号については、B県C市において昭和40年8月ごろに払い出されており、②他の記号番号については、D県E市において51年10月に払い出されている。これらの記号番号は60年8月に統合されているが、これらの記号番号における被保険者資格の取得日と喪失日を見ると、①C市において払い出された記号番号においては、35年10月1日取得、41年2月2日喪失となっており、②E市において払い出された記号番号においては、51年9月29日取得、51年12月11日喪失、52年11月10日再取得となっている。

さらに、申立期間については、平成10年8月に申立人の国民年金加入期間が整理された際に未納期間として整理されたものであることから、整理されるまで申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することはできない。

加えて、申立人は、昭和 54 年以降に自宅に送付されてきた納付書により申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、納付金額についての記憶は無く、52 年 11 月から 53 年 3 月までの保険料が 54 年 12 月に、昭和 53 年度の保険料が 55 年 7 月に納付されていることから、これらの保険料と申立期間の保険料を錯誤している可能性が考えられる上、ほかに申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 472

### 第1 委員会の結論

申立人の平成13年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年2月  
平成13年2月か3月ごろに国民年金への加入案内等の通知が来たので、妻が地区市民センターに出向いて私の国民年金の加入手続きを行い、その場で夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。妻の保険料は納付記録があるのに私の分が未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間について、平成13年4月ごろ及び同年6月ごろに未加入期間国民年金適用勧奨状が送付された旨の記録がある上、社会保険事務所及び市においても、申立人が申立期間に国民年金に加入した形跡は無く、申立期間は未加入期間であることから国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の妻は、地区市民センターにおいて申立人の国民年金の加入手続きを行い、その場で申立人及び妻自身の二人分の保険料を納付したと主張しているが、市に確認した結果、当時の地区市民センターでは、国民年金加入手続きを受け付けた後、その場で納付書を発行することは無かったとしている上、市及び社会保険庁の記録によると、申立人の妻の国民年金種別変更手続きの届出日は平成13年3月21日、保険料の納付日は同年4月11日となっていることから、申立内容に不合理な点がみられる。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 304

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 8 月 21 日から 55 年 12 月 21 日まで  
② 昭和 59 年 3 月 1 日から 63 年 6 月 1 日まで  
③ 昭和 63 年 12 月 1 日から平成 8 年 10 月 1 日まで

申立期間①については、私はA社で現場の工事部長をしていた。昭和 55 年 12 月 20 日に同社を退職した時に、健康保険証を返却した覚えがある。

申立期間②については、B社で勤務し、給与から税金等が控除されており、控除額に社会保険料も含まれていた記憶がある。

申立期間③については、C社で正社員として働いていた。

申立期間当時の給与明細書、源泉徴収票等の資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は申立期間①当時の同僚の氏名等を覚えていないため、申立期間①にA社において厚生年金保険被保険者であった同僚に照会したところ、申立人を覚えていると供述する同僚はいるものの、いずれも申立人が勤務していた時期等については記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

#### 2 申立期間②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間②について、社会保険事務所が保管しているB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、B社は平成9年4月11日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の社長は他界しており、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の社長を除く役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人が記憶している申立期間②当時の同僚に照会したところ、申立人についての記憶は明確ではないと回答しており、申立期間②にB社において厚生年金保険被保険者であった他の同僚に照会しても、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

- 3 申立期間③について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人の申立期間③に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてC社に照会したところ、当時の事務担当者は他界しており、資料も残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が記憶している申立期間③当時の同僚に照会したところ、申立人についての記憶は明確ではないと回答しており、申立期間③にC社において厚生年金保険被保険者であった他の同僚に照会しても、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

加えて、申立人のC社における雇用保険の加入記録によると、平成8年10月1日資格取得、9年1月27日離職となっており、申立期間③に係る加入記録は無い上、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録と一致している。

- 4 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 5 月 1 日から同年 12 月 10 日まで  
厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みとの回答を受けた。しかし、それまで私は脱退手当金という制度さえ知らず、脱退手当金を請求し、受け取った記憶が全く無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、当時の厚生年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）第 48 条第 1 項に脱退手当金を支給する場合として規定されている「被保険者タリシ期間六月以上二十年未満ナル者ガ資格ヲ喪失シタルトキ」に該当し、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 23 年 1 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は厚生年金保険被保険者証を所持していないため、同書類では確認できないものの、社会保険事務所が保管している申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている。

また、申立期間前に申立期間とは厚生年金手帳記号番号が異なる脱退手当金の未請求期間があるが、脱退手当金を申立人が請求したのであれば、失念するはずが無いことから、事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 306

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月から同年 11 月まで

昭和 44 年 5 月から同年 11 月まで A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していた記憶がある。厚生年金保険料控除の事実を確認できる給与明細書等はないが、確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、社会保険事務所が保管している A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。

さらに、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について A 社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人は A 社で歯科技工士として勤務していたと供述しているが、同社における同僚を覚えていないため、社会保険庁が保管している同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立期間に被保険者であった複数の同僚に照会した結果、いずれも「申立人については記憶に無く、また、当時 A 社には歯科技工士はいなかった。歯科技工士がいたのは同社の系列会社の B 社であり、同社は、申立人が申立期間に勤務していたとする A 社 C 支社と同じ建物に入居していたことから、申立人は B 社の従業員であったのではないか。」と回答している。そのため、申立人は B 社の従業員であ

ったとも考えられるが、社会保険事務所の記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、昭和47年3月1日であり、申立期間については、同社は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、申立人の雇用保険の加入記録をみると、申立期間の前後には他事業所に係る記録があるが、申立期間における加入記録は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 307

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月 9 日から 43 年 3 月 1 日まで

A社から 58 歳時における厚生年金保険加入期間の確認通知があり、それによると、厚生年金保険への加入は昭和 43 年 3 月 1 日からとなっている。

しかし、私は、近所の人で紹介で、高等学校卒業前の昭和 42 年 2 月から B 事業所で臨時雇用員として働き始めた。高等学校卒業後には、同年 7 月に正式採用試験に合格し、43 年 3 月 1 日に準職員、同年 9 月 1 日に正職員となり、現在も A 社で勤務している。同社から、申立期間について「在籍証明書」を交付できると聞いており、退職金に申立期間も算入されることを確認している。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

なお、私と同様に臨時雇用員として勤務していた同僚に厚生年金保険への加入について確認したことがあり、その際に当該同僚から加入していないと聞いたことがある。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人に係る在籍証明書及び申立人が所持している同社の履歴カード（申立人の人事記録）の写しから、申立人が申立期間に B 事業所 C 局で臨時雇用員として勤務していたことは確認できるが、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管している B 事業所 C 局の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号 1,874 番（昭和 42 年 2 月 1 日資格取得）から 1,888 番（昭和 43 年 4 月 1 日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落し

たものとは考え難い。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、①B事業所C局の後継事業所の本社であるD社及び申立人が現在勤務しているA社に照会したところ、当時の申立人に係る厚生年金保険の適用状況が分かる資料は無く不明である旨の回答であったが、②E団体に照会したところ、当時臨時雇用員等の厚生年金保険への加入は事業所単位の裁量に委ねられていた旨の回答があった。

加えて、申立期間ごろにB事業所C局において被保険者資格を取得した同僚のうち、連絡が取れた昭和43年に資格取得した者に照会したところ、複数の同僚から①当該同僚も臨時雇用員であった期間には厚生年金保険に加入していなかった旨の回答があった上、②「昭和43年より前に入社した人は、入社1年後ぐらいまで厚生年金保険に加入させてもらえなかったと聞いている。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 308

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 5 月 20 日から 28 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 29 年 5 月 1 日から 30 年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入の事実が無い旨の回答をもらったが、昭和 27 年 5 月 20 日に A 支店に入社して以降継続して 61 年まで B 社で勤めてきた。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険加入記録から、申立人が申立期間①及び②も含めて継続して B 社で勤務していたことは確認できるが、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について B 社に照会したところ、「当時の従業員の厚生年金保険被保険者資格の得喪について別の書類から書き写した台帳が残っており、当該台帳によれば、申立人の資格取得日は昭和 28 年 10 月 1 日及び 30 年 9 月 1 日となっている。なお、資格喪失日は 61 年 8 月 1 日と記載されているのみである。」との回答があり、昭和 28 年 10 月 1 日と 30 年 9 月 1 日の間の資格喪失日は不明であるとしているものの、それ以外の当該回答における資格取得日及び資格喪失日は、社会保険庁の記録と一致している。

さらに、申立期間①について、社会保険事務所が保管している B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない上、複数の同僚に照会した結果、「当時、B 社では、従業員を『社員』並びに臨時社員である『傭員』及び『雇員』に区分し、この

うち『社員』のみ厚生年金保険に加入させており、成績に応じて『傭員』及び『雇員』を『社員』にしていたが、1、2年後に『社員』になる者はまれであった。」旨の回答があったことから、当時、同社においては、従業員の雇用形態等により厚生年金保険に加入させており、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

また、①上記同僚への照会結果において、別の同僚は、「転勤に伴い厚生年金保険被保険者資格を喪失し、記憶している当該転勤時期の約6か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得した。」旨回答している上、②昭和28年3月1日から29年1月1日までの期間に資格取得した同僚について調査したところ、申立人と同様に同社において資格を喪失した後、再度資格を取得した者が25人みられることから、同社においては、従業員の転勤時に資格を喪失させ、転勤後しばらくの間資格を取得させない取扱いを行うこともあった状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年11月10日から25年9月20日まで  
年金記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みとの回答を受けた。しかし、それまで私は脱退手当金という制度さえ知らず、脱退手当金を請求し、受け取った記憶が全く無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、当時の厚生年金保険法（昭和16年法律第60号）第48条第1項に脱退手当金を支給する場合として規定されている「被保険者タリシ期間六月以上二十年未滿ナル者ガ資格ヲ喪失シタルトキ」に該当し、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和26年4月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は厚生年金保険被保険者証を所持していないため、同書類では確認できないものの、社会保険事務所が保管している申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 310

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月 1 日から 50 年 3 月 1 日まで

私は、申立期間当時、A社に調理師として勤務していた。申立期間当時の給与明細書、源泉徴収票等の資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、A社はサービス業（飲食店営業）であり、厚生年金保険の適用業種となっていないことから、厚生年金保険への加入義務は無い上、社会保険事務所の記録でも、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

さらに、A社は昭和 59 年 12 月 2 日に解散している上、申立人は当時の同社の役員の氏名を覚えているものの、連絡先は不明であり、閉鎖登記簿謄本による調査でも役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人は申立期間当時の同僚の氏名を記憶しておらず、連絡先も不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

また、申立人の雇用保険の加入記録をみると、申立期間における加入記録は無い上、社会保険庁の記録によると、申立人は申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料をすべて納付している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 311

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 9 月 26 日から同年 11 月 25 日まで  
② 昭和 54 年 4 月 20 日から同年 10 月 30 日まで

A社とB事業所に勤めていた時の厚生年金保険の加入記録が無い。社会保険完備という約束で入社しており、雇用保険、健康保険は加入履歴があるので、厚生年金保険にも加入していたはずである。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人が申立期間①にA社で勤務していたことは、申立人の雇用保険加入記録により確認できるが、申立人が申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、i) 申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、「当社が保管している『健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書』には申立人の氏名は無く、資格取得番号に欠番も無いことから、申立人に係る資格取得の届出は行っていない。」旨の回答があった上、ii) 申立期間①について、社会保険事務所が保管している同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間①にA社の中華レストランで調理師として働いていたと供述しているところ、同社の従業員及び当時の申立人の上司に照会した結果、i) 同社の社会保険業務担当者から「当時、当社では、従業員の社会保険への加入について統一的な基準は無く、従業員ごとに取扱いが異なっていた。」旨、ii) 申立期間①当時のことを覚えているとす

る同社の従業員及び当時の申立人の上司から「当時、レストランの調理師の給料は一括してレストランの親方に渡され、親方がその中から各調理師に支払っていた。」旨、iii) 当該上司から「当時、調理師の給料額は、調理師の技量に応じて親方が決めており、社会保険へ加入するかどうかについても親方次第であったと思う。」旨の回答があった。

加えて、上記のレストランの親方について、社会保険庁が保管しているA社の厚生年金保険被保険者記録（職歴審査照会回答票）を調査したところ、当該親方の被保険者記録は確認できなかったことから、申立人を含む調理師も申立期間①に厚生年金保険に加入していなかったことがうかがえる。

また、申立人はA社の同僚の氏名を覚えていないとしているため、同社が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」に記載されている昭和50年1月から同年11月までの期間に被保険者資格を取得した複数の同僚に照会したものの、申立人と同じ調理師であった者はおらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

- 2 申立人が申立期間②にB事業所で勤務していたことは、申立人の雇用保険加入記録により確認できるが、申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、B事業所は、昭和54年1月27日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、申立期間②については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではない。

さらに、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB事業所の元事業主に照会したところ、その妻から「B事業所は昭和53年9月12日に厚生年金保険の適用事業所となったが、保険料の負担が大きすぎて続けることができなかった。54年1月27日以降は適用事業所に該当せず、従業員は各自で国民年金に加入していた。」旨の回答があった。

加えて、B事業所において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したものの、同事業所における厚生年金保険適用状況等についての供述等は得られなかった。

- 3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 312

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
② 昭和 55 年 9 月 23 日から同年 12 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、昭和 55 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの A 社（現在は、B 社。以下同じ。）及び同年 9 月 23 日から同年 12 月 31 日までの C 社について、厚生年金保険の加入記録は無い旨の回答があった。A 社には大学を卒業後、D 課に配属され動物の飼育担当として採用されたが、上司に E 氏がいて、他に 4 人の同僚がいた。同社における在籍証明は無いが、C 社における申立期間②の在籍証明書を添付する。

以上のことから、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立人が申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間①について、社会保険事務所が保管している A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について B 社に照会したところ、同社が保管する在籍人員表等の資料に申立人の氏名は無く、健康保険組合に照会した結果においても申立人の氏名は無いことから、厚生年金保険の届出は行っていないとの回答があった。

加えて、申立人が記憶している同僚については、名字しか分からないため、本人を特定することができなかったが、社会保険庁の記録により確認

できた申立期間における4人の同僚に照会したところ、一人は入社時期を覚えていなかったが、3人は本人が記憶している入社時期より1年以上経過した後厚生年金保険の資格を取得していることが確認できることから、同事業所においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

このほか、申立期間①について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 2 申立人が申立期間②にC社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録により確認できるが、申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間②について、社会保険事務所が保管しているC社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてC社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、C社における申立人の同僚4人に照会したところ、二人は本人が記憶している入社時期と厚生年金保険の資格取得時期は同時期であるが、残り二人は本人が記憶している入社時期より2年以上経過した後厚生年金保険の資格を取得していることが確認できることから、同事業所においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 313

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から18年6月9日まで  
② 昭和20年9月20日から22年5月20日まで

申立期間①については、A社B工場（現在は、C社。以下同じ。）に、高等小学校を卒業した昭和16年4月ごろに技能者養成工として入社し、溶接の仕事をしていた。

申立期間②については、D村農業会に予科練復員後に就職した。同事業所で勤務していた当時、新円への切替時に旧札を集めた記憶がある。

申立期間①、②について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてC社に照会したところ、当時の資料は無いため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、i) 申立人はA社B工場における同僚の名字を記憶しているため、社会保険事務所が保管している同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により調査したところ、申立人が覚えている名字と同じ被保険者を複数確認できたが、いずれも連絡先が不明であることなどから連絡が取れなかった上、ii) 当該同僚以外の同名簿に記載されている申立期間①に被保険者であった同僚に照会したものの、連絡が取れた同僚の中には申立人と同じ業務を行っていた者はおらず、申立てに係る事実を確認できる供

述等を得ることはできなかった。

このほか、申立期間①について、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 2 申立期間②について、社会保険事務所が保管しているD村農業会の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人が昭和21年4月1日に資格取得し、同日に資格喪失したとの記録があることから、期間の特定はできないものの、申立人がそのころに同事業所で勤務していたことは推認できるが、申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、上記名簿によると、昭和21年4月1日以前に資格取得した被保険者は、すべて同年4月1日に資格喪失しており、その後22年9月30日までに資格取得した者はいないことから、D村農業会が21年4月1日に全従業員の被保険者資格を一斉に喪失させ、申立期間②より後の22年9月30日まで資格取得させない取扱いを行っていたことがうかがわれるところ、申立人については、同事業所が21年4月1日付けで資格取得を行ったものの、そのあとに他の従業員と同様に同日付けで資格喪失の手続を行ったとも考えられる。

さらに、D村農業会は既に解散している上、同事業所の後継事業所であるE農業協同組合に照会したところ、当時の書類は残っていないため不明であるとの回答があり、申立期間②に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人が記憶している同僚及び社会保険事務所が保管しているD村農業会の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている昭和22年10月1日以前に被保険者資格を取得した同僚に照会を試みたものの、既に他界している又は連絡先が不明であるため、当時の同事業所における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 314

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 30 日から 39 年 9 月 2 日まで

A社（昭和 39 年 3 月 16 日以前の事業所名は、B社。以下同じ。）に昭和 37 年 9 月 30 日から 48 年 6 月 30 日まで勤務しており、37 年 9 月 30 日から 39 年 9 月 2 日までの期間について社会保険事務所に照会したところ、当該期間について厚生年金保険の加入記録が見当たらない旨の回答がきた。入社後 1、2 年間は雑役工として働いており、その時の同僚にC氏がいた。その後鑄造工として働き、私より前に入社した兄及び私より後に入社した両親と弟と一緒に同社で仕事をした。また、D氏、E氏、F氏が同社にいたことを覚えている。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間について、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

さらに、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人が記憶している同僚及び社会保険庁の記録により確認できる申立期間当時の同僚に照会したところ、申立人を覚えていると供述する同僚はいるものの、いずれも申立人の入社時期等については記憶しておらず、

申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

また、申立人の兄のA社への入社時期について、本人は昭和37年より前、申立人は36年ごろであると供述しているため、申立人の兄は遅くとも36年12月以前には同社に入社していたと考えられるところ、社会保険庁の記録によると、申立人の兄の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日は37年9月4日となっていることから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年から 52 年まで  
② 昭和 62 年 12 月から平成 4 年 2 月 16 日まで  
③ 平成 4 年 4 月 15 日から 5 年 8 月 23 日まで  
④ 平成 8 年 11 月 6 日から 9 年 3 月 20 日まで

厚生年金保険被保険者期間について社会保険事務所に照会したところ、A社（申立期間①）及びB社（申立期間④）については、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できるが、私は厚生年金保険被保険者として確認できない旨、C社（申立期間②）及びD社（申立期間③）については、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない旨の回答があった。A社以外の3社はパチンコ店であり、偽名で働いていた。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立人が申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間①について、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、当時の資料は無く不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった

加えて、A社における申立人の上司及び複数の同僚に照会を試みたが、連絡先が不明、病気等により、申立てに係る事実を確認できる供述等を得

ることはできなかった。

- 2 申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、平成6年4月12日であり、申立期間②については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてC社に照会したところ、申立期間の一部である平成3年及び4年の賃金台帳が保存されていたため、当該台帳により申立人の氏名（本名及び当時使用していたとする偽名）を確認したが記載されておらず、在職が確認できないとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

- 3 申立人が申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人は、申立期間③について、E県F市にあったD社で勤務していたと主張しているが、同事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できなかったものの、調査の結果、当時申立人が勤務していた事業所はG社であることが判明した。

しかし、社会保険庁におけるG社の厚生年金保険被保険者記録において、申立人の氏名（本名及び当時使用していたとする偽名）は無い。

また、申立人の申立期間③に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてG社に照会したところ、申立人が当時使用していたとする偽名による賃金台帳の写しが提出されたことから、申立人が申立期間③に同事業所で勤務していたことは確認できるが、当該台帳においては、給与から厚生年金保険料が控除された形跡は無いため、申立期間③について、申立人が厚生年金保険に加入していたとは認められない。

- 4 申立人が申立期間④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人の申立期間④に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、同事業所から提出された人事記録に申立人の氏名（本名及び当時使用していたとする偽名）は無い上、同事業所は、社会保険の加入については、資格要件を満たしている場合でも加入させないことがあったと回答している。

さらに、社会保険庁におけるB社の厚生年金保険被保険者記録において、申立人の氏名（本名及び当時使用していたとする偽名）は無い上、複数の同僚に照会した結果、同事業所は、当時社会保険への加入を積極的に行っ

ていなかった旨の供述が得られた。

加えて、申立人は、申立期間④を含む平成8年4月から10年3月まで国民年金の申請免除を受けている上、7年11月から11年11月まで国民健康保険に加入している。

- 5 このほか、全申立期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年6月1日から31年6月1日まで  
② 昭和37年7月1日から同年9月10日まで  
③ 昭和38年1月7日から同年3月11日まで

A社に昭和27年4月1日から31年5月まで、B社（現在は、C社。以下同じ。）に昭和37年7月1日から38年3月まで勤務していたのに、申立期間①、②及び③について厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

なお、社会保険庁の記録上、申立期間②はD社、申立期間③はE社の被保険者期間とされているが、両事業所では勤務していない。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、A社は、昭和33年2月28日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の社長及び一部の役員は他界しており、閉鎖登記簿謄本による調査でもその他の役員の所在が判明しないため、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A社における厚生年金保険被保険者資格取得日が申立人と同じ又は昭和28年である同僚に照会したものの、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

#### 2 申立人は、申立期間②及び③を含む昭和37年7月1日から38年3月までの期間にB社で勤務していたと主張しているが、社会保険庁の記録によると、申立人の同社における厚生年金保険被保険者記録は37年9月10日

から 38 年 1 月 7 日までのみとなっており、申立期間②は D 社、申立期間③は E 社の被保険者期間とされている。

また、申立期間②及び③について、申立人が厚生年金保険料を B 社により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

さらに、C 社が保管している「退職報告」（従業員の入退社日等を記載した書類）に記載されている申立人の入社日は昭和 37 年 9 月 10 日、退社日は 38 年 1 月 7 日となっており、社会保険庁の申立人に係る厚生年金保険被保険者記録（昭和 37 年 9 月 10 日から 38 年 1 月 6 日まで被保険者であったとされている。）とほぼ一致している上、同社に照会したところ、「残っているのは入退社日の記録のみであるが、その記録は社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録とほぼ一致していることから、間違いなく当該日付で手続を行ったと考えられる。」との回答があった。

加えて、申立期間②について、D 社が保管している申立人に係る「被扶養者届」をみても、申立人は昭和 37 年 7 月 1 日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得したとされており、社会保険庁の申立人に係る厚生年金保険被保険者記録と一致している。

また、申立期間②について、社会保険事務所が保管している B 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点はみられない。

さらに、B 社における厚生年金保険被保険者資格取得日が申立人と同じ同僚に照会したものの、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

3 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 317

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 2 日から 43 年 3 月 1 日まで  
履歴書に記載しているように、昭和 42 年 3 月 2 日から 43 年 2 月 29 日まで A 事業所 B 局 C 区に臨時雇用員として勤務しており、現在も D 社に勤務している。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和 42 年 3 月 2 日から A 事業所に臨時雇用員として勤務していたことは D 社から提出された在籍証明書により、また、申立期間のうち、少なくとも同年 5 月 1 日以降については A 事業所 B 局に勤務していたことは雇用保険加入記録により確認できるが、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間について、社会保険事務所が保管している A 事業所 B 局の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、① D 社に照会したところ、当時の申立人に係る厚生年金保険の適用状況が分かる資料は無く不明である旨の回答であったが、② E 団体に照会したところ、当時臨時雇用員等の厚生年金保険への加入は事業所単位の裁量に委ねられていた旨の回答があった。

加えて、申立人の A 事業所 B 局における複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会した結果、本人が記憶している臨時雇用員の時の厚生年金保険の加入記録が無い者や本人が記憶している雇用期間より厚生年金

保険の加入期間が短い者がみられることから、同事業所においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 318

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月 30 日から 37 年 6 月 21 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。しかし、私はA社を退職し、B社（現在は、C社。）に入社するまで10 か月も記録が無いのはおかしいと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人は、申立期間にA社とB社のどちらで勤務していたかについての記憶も不明確である。

2 また、これら2社のうちA社は、平成 18 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が記憶しているA社の同僚に照会したところ、「申立人と一緒に働いたことはあるが、申立期間前に転勤したため、申立人が申立期間に勤務していたかどうかは分からない。」と回答しており、申立人の同社での勤務時期等についての供述は得られなかった上、社会保険事務所が保管している同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている昭和 34 年 3 月 16 日から 35 年 9 月 1 日までの期間に被保険者資格を取得した同僚に照会したものの、同社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等も得られなかった。

3 加えて、上記2社のうちB社については、同社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格取得日は昭和37年6月21日資格取得となっており、社会保険庁の記録と一致している。

また、申立人は、B社において正社員であったのか、臨時工であったのかは記憶に無いと供述しているところ、同社に照会した結果、「当時、従業員のうち臨時工は厚生年金保険に加入させていなかったが、正社員は必ず加入させていたはずであるので、申立人は申立期間には正社員ではなかったと思う。」との回答があった。

さらに、申立人が記憶しているB社の同僚に照会したところ、「申立人と一緒に職場にいたが、申立人の入社日はよく覚えていない。」と回答しており、申立人の同社での勤務時期等についての供述は得られなかった。

加えて、①上記の同僚及び②社会保険事務所が保管しているB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている被保険者資格取得日が申立人と同じである同僚に照会したところ、複数の同僚が「申立期間当時、B社では臨時工として採用することが普通であった。私も臨時工であり、勤務期間の中に厚生年金保険被保険者記録が抜けている期間がある。」旨回答している上、当該同僚について社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録をみても、いずれも本人が記憶している入社時期の約1年後又は3年後に資格取得していることから、当時同社においては、通常従業員を臨時工として採用し、入社後しばらくは厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 319

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 1 月 10 日から 36 年 5 月 1 日まで  
厚生年金保険加入期間についてA社会保険事務所に照会したところ、申立期間については脱退手当金が支払われている旨の回答があった。私はB市のC事業所に昭和 28 年 1 月 10 日から 36 年 5 月 1 日まで勤め退職し、2年後の 38 年 10 月に事業主の息子と結婚した。脱退手当金の支給日は 39 年 9 月 14 日になっているが、私は脱退手当金を請求したことは無いし、そのことを夫に確認しても知らないと言っている。また、当時の事務員に確認しても、そのような記憶は無いとの返答であった。私は脱退手当金を受け取った覚えは無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から3年4か月後の昭和 39 年 9 月 14 日に支給決定されているが、申立人は申立期間に係る事業所の事業主の息子と婚姻していることから、脱退手当金の請求が長期間経過後に行われたとしても不自然ではない上、申立期間に係る脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無く、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情も見当たらない。

また、申立ての事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は、旧姓から新姓に変更されており、変更された時期は不明なものの、次の事業所での厚生年金保険の加入が別の厚生年金保険記号番号で行われていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 18 年 12 月 1 日まで  
軍隊手帳の前歴欄にA社（現在は、B社。）に勤務していたことが記載されている。申立期間において、同社で確かに働いていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間について、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者の氏名が50音順に記載された索引簿には、申立人の氏名は無い。

さらに、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の状況についてB社に照会したところ、当時の資料は戦争中に空襲で焼失したため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人は上司や同僚の氏名等を覚えていないため、上記の索引簿に記載されている申立期間ごろに厚生年金被保険者であった同僚に照会したものの、申立人についての記憶は無いとしており、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 321

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 45 年 7 月 19 日まで

私は、昭和 40 年 9 月 1 日に A 社に就職し、41 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日まで習い事のために休職した後、同年 4 月 1 日から 48 年 8 月 31 日まで勤めた。

しかし、申立期間について、社会保険庁の記録では厚生年金保険加入期間となっていないので、加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社で申立期間に厚生年金保険被保険者であった同僚の供述から、申立人は申立期間に同社で勤務していたと推認できるが、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証に記載されている「初めて資格を取得した年月日」は昭和 45 年 7 月 20 日となっており、社会保険事務所が保管している A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立人の二つの資格取得年月日（昭和 40 年 9 月 1 日及び 45 年 7 月 20 日）のうちの一つと一致している上、申立期間について、同原票には、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

さらに、昭和 41 年 1 月 1 日以降の期間について、申立人の雇用保険加入記録をみても、45 年 7 月 20 日資格取得、48 年 8 月 31 日離職となっており、社会保険庁の申立人に係る厚生年金保険被保険者記録と一致していることから、当時 A 社では、申立人に係る社会保険及び雇用保険への加入手続を 45 年 7 月 20 日付けで行ったことがうかがえる。

加えて、A 社は既に廃業している上、当時の取締役及び清算人はすべて他

界しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間ごろに厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したものの、当時のA社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 2 日から 42 年 3 月 1 日まで

昭和 41 年 3 月 2 日から 42 年 3 月 1 日までの 1 年間、A 事業所 B 局 C 区に臨時雇用員の整備係として勤務しており、現在も D 社に勤務している。当時、給与明細書はあったと思うが、現在は見当たらない。A 事業所のことなので保険料は給与から控除されていたと思う。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和 41 年 3 月 2 日から A 事業所に臨時雇用員として勤務していたことは D 社から提出された在籍証明書により、また、申立期間のうち、少なくとも同年 5 月 1 日から同年 12 月 31 日まで A 事業所 B 局に勤務していたことは雇用保険加入記録により確認できるが、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間について、社会保険事務所が保管している A 事業所 B 局の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、① D 社に照会したところ、当時の申立人に係る厚生年金保険の適用状況が分かる資料は無く不明である旨の回答であったが、② E 団体に照会したところ、当時臨時雇用員等の厚生年金保険への加入は事業所単位の裁量に委ねられていた旨の回答があった。

加えて、申立人の A 事業所 B 局における複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会した結果、本人が記憶している臨時雇用員の時の厚

生年金保険の加入記録が無い者や本人が記憶している雇用期間より厚生年金保険の加入期間が短い者がみられることから、同事業所においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで  
② 昭和 33 年 11 月 11 日から 35 年 10 月 16 日まで

学校を卒業して、A社に入社し、退社後は工場を引き継いだB社からの誘いで働き始めた。同社を退職した後は郵便局で働いたが、郵便局を退職する時に、一時金をもらった記憶はある。もし、厚生年金保険の脱退手当金を受け取っていれば、そのことと関連付けて覚えているはずであるが、脱退手当金を請求し、受け取った記憶は全く無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管しているB社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後のページに記載されている女性のうち脱退手当金の受給資格があり、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 35 年 10 月 16 日以降約 2 年以内に資格喪失した者 7 人（申立人を含む。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、3人について支給記録があり、3人とも資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 35 年 12 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。